

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 14日

広島市長

提出者

住所 広島市安佐北区三入3-15-18  
氏名 株式会社やまひろ可部工場  
工場長 宇川 貴信

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-818-2003

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社やまひろ可部工場
事業場の所在地	広島市安佐北区三入3-15-18
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	食料品製造業
②事業の規模	8億9000万円
③従業員数	80名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>①汚泥 中間処理→委託処理業者→堆肥化</p> <p>②廃プラスチック 委託処理業者→破碎→セメント原材料</p> <p>③動植物性残さ 委託処理業者→堆肥化</p> <p>④廃酸 委託処理業者→焼却→埋立</p> <p>□</p>

別紙1  
(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和4年度) 実績量  
計画:今年度(令和5年度) 計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項																
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱収を行なう産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なう産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																									
汚泥	7685.19	7600					7446.35	7368			238.84	232			238.84	232									
廃油																									
廃酸																									
廃アルカリ																									
廃プラスチック類	12.95	12.6									12.95	12.6	12.95	12.6	12.95	12.6									
紙くず																									
木くず																									
繊維くず																									
動植物性残さ	372.06	367.5									372.06	367.5			372.06	367.5									
動物系固形不要物																									
ゴムくず																									
金属くず	0.05	0.04									0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04									
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.05	0.04									0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04									
鉛さい																									
がれき類																									
動物のふん尿																									
動物の死体																									
ぱいじん																									
合計	8070.3	7980.18	0	0	0	0	7446.35	7368	0	0	623.95	612.18	13.05	12.68	623.95	612.18	0	0	0	0				0	

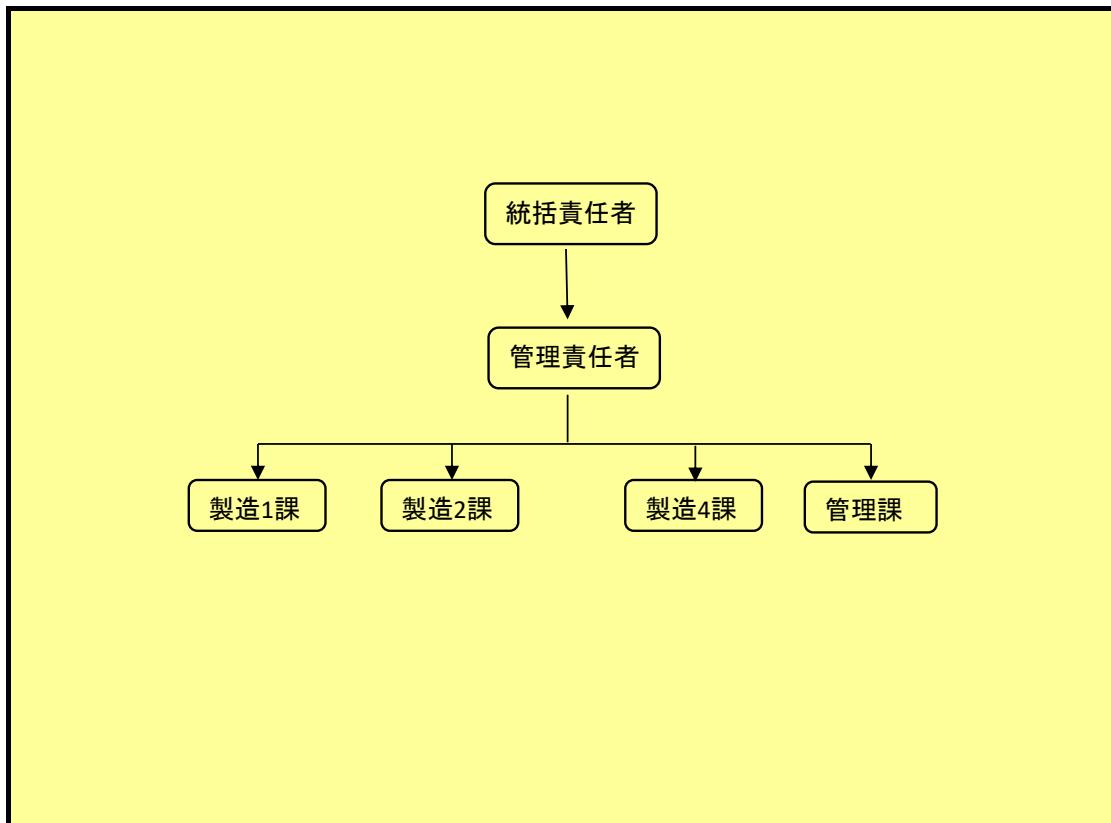
\*上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

## 別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

### 1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

#### 【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。



### 2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"><li>・製造工程の改善によりロスを削減し排出量を減少させる。</li><li>・製造 場からの排水量を抑え、排水処理設備の安定化を計り余剰汚泥量を減少させる。</li><li>・産業廃棄物であった廃プラスチックを分別することにより有価物としての取引を増やした。</li><li>・新薬品導入による余剰汚泥の削減。</li></ul>
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記継続。

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	汚泥、廃プラスチック、動植物性残さ、ガラスくず、廃酸。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別できる物があれば実施する。

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	無し。
②計画 (今後実施する予定の取組)	無し。

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	余剰汚泥の脱水処理を実施。最適薬品の選定。
②計画 (今後実施する予定の取組)	継続実施。

## 6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	無し。
②計画 (今後実施する予定の取組)	無し。

## 7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・再生利用業者の選定。
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記継続。